要望書

全国市議会議長会は、第105回評議員会において、別紙のとおり満場一致で決議いたしましたので、特段の措置を講ぜられるよう強く要望いたします。

平成30年11月

全国市議会議長会 会 長 山 田 一 仁

目 次

代替税財源なき車体課税の減税要求に対して 自動車税の根幹堅持等を求める決議・・・・・・・・・・・1
高齢化の加速と在外邦人の増加に対応する 住民基本台帳制度等の見直しに関する決議・・・・・・・・・・・3
地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保に関する決議・・・・・・・ 5
地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応 する防災・減災対策の充実強化に関する決議・・・・・・・・・9
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議12

代替税財源なき車体課税の減税要求に対して 自動車税の根幹堅持等を求める決議

消費税率の引上げ予定期日が来年10月に迫り、また、アメリカとの輸入自動車に係る貿易問題などを背景に、自動車業界が、車体課税について、例年にない大幅な減税の要望を繰り広げている。特に自動車の保有に係る税負担が国際的に比較しても過重であるとして、自動車税の税負担水準について軽自動車税を起点に引き下げることが要望の中心になっている。

しかしながら、車体課税と燃料課税を合わせた税負担で比較すれば、我が国は相対的に低い税負担水準にとどまっている。

自動車業界の要望に従えば、平年度ベースで地方財政に毎年度およそ4,000億円もの巨額の減収を強いるものとなる。

今後、老朽化が一段と進む道路橋梁などインフラの更新や、増加する大災害への防災・減災対策など財政需要が増大の一途をたどる中、代替の税財源を提案することもない要望は、地方財政に致命的な打撃を与える極めて問題の多いものだと受け止めざるを得ない。市町村財政の安定も大きく損なうことになる。

政府与党においては、来年度の税制改正で、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的に検討することとされ、加えて、消費税率引上げ前後の駆け込みと反動減の対策として税制・予算による需要変動の平準化対策を検討することとされている。

よって、国においては、税制改正に当たり、代替税財源なき車体 課税の減税要求に対し、貴重な独立税である自動車税の税負担水準、 同税及び軽自動車税の環境性能割その他車体課税の根幹を堅持する ため、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、代替税源が確

保されない限り、自動車税について軽自動車税を起点とした税率 の引下げを図るなどの見直しは厳に行わないこと。

- 2 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策を自動車関係諸税 において講じる場合には、地方財政に支障が生じないよう具体的 な税財源の確保を前提として、グリーン化特例など政策税制の活 用によって検討し、環境性能割の一時停止や導入延期、非課税化 など、環境性能割の根幹に影響する措置は厳に講じないこと。
- 3 自動車重量税について、減収を伴う見直しが行われる場合には、 市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保すること。
- 4 自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税並びに自動車税及び軽自動車税に係るグリーン化特例の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにするとともに、税制のグリーン化機能を強化する観点から基準の見直しを行い、重点化を図ること。

以上決議する。

平成30年11月7日

高齢化の加速と在外邦人の増加に対応する住民基本台帳制度等の見直しに関する決議

高齢化が加速し、独居老人世帯の増加と多死化が進展するに伴い、 市町村行政の現場において、個人の自己証明、所有者不明の土地・ 空き家の真の所有者の探索などを巡る諸問題が深刻な社会問題とな っている。

また、社会・経済のデジタル化とグローバル化の急速な拡大によって、海外に永住・長期滞在する日本国民が増加するに伴い、インターネット取引や国内の各種行政手続、更に在外投票に係る利便性の向上に対する要請が高まっている。このような状況は将来にわたり更に強まるものと見込まれる。

政府では、現在、所有者不明土地問題等に対応する「住民票の除票」や「戸籍の附票の除票」の保存期間の延長や、マイナンバーカード・電子証明書を海外でも継続利用できる認証基盤のあり方などについて検討が行われている。

更に、政府が検討する戸籍事務のマイナンバー制度への参加に当たって、全国民の戸籍情報に加えて戸籍の附票にある全国民の住所情報を政府が一元的に保有すべきとの意見もあると仄聞する。

これらの課題は、いうまでもなく地方自治体の理解を得、連携協調を得なければ解決できないものである。

よって、国においては、下記の方針に沿って妥当な結論を速やかに得、早期に住民基本台帳制度等の見直しを行うよう強く要望する。

記

1 所有者不明土地問題等への対応について

所有者不明土地等の真の所有者を探索・特定していく過程で、「住民票の除票」及び「戸籍の附票の除票」の情報を活用している現状などに鑑み、これらの除票を「住民票除票簿」及び「戸籍の附票除票簿」とした上で、保存期間を現行5年から大幅に延長し、土地所有者等の探索や自己証明を容易にすること。

その際、戸籍の除籍簿の保存期間や在外邦人等に係る戸籍の附

票の除票の保存期間が150年であること、近年の長寿化の動向等を踏まえること。

2 マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用について

マイナンバーカード・電子証明書の海外での継続利用を可能にする本人確認4情報の認証基盤を早期に整備すること。

なお、認証基盤のあり方を検討するに当たっては、現在、戸籍 事務についてマイナンバー制度への参加が予定されていることを 勘案し、海外転出時にも消除されず、本人確認 4 情報による戸籍 と住民票の同定・突合を市町村の負担が少なく正確・効率的に実 行できる、「戸籍の附票」を利用すること。

3 戸籍事務のマイナンバー制度への参加について

戸籍事務のマイナンバー制度への参加に当たっては、政府が全国民の戸籍情報に加えて全国民の住所情報を一元的に保有することとならないようにするなど、個人情報保護に十分配慮すること。

以上決議する。

平成30年11月7日

地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議

少子・高齢化社会の加速化に対応する福祉・医療サービスの充実 や地域の防災・減災対策をはじめ様々な行政課題を克服し、将来に わたり活力ある社会と地域の住みよい環境を確保していくためには、 地方創生・地方分権改革の推進とともに、地方税・地方交付税等の 一般財源総額の充実確保が必要不可欠である。

また、来年度には、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が迫る中、地方創生関連財源の継続的な確保と交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差の早期是正が極めて重要である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方 税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要 望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、 現行の各種交付金事業の枠組みにとどまることなく、地方創生 の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整 備についても適切に位置付けること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、社会インフラ等の老朽化対策について、その全体像を 財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、総合的・計画的に 対策の推進を図ること。

(3) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、 算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

- (4) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとすること。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (5) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等 については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極 的な採用を図ること。

2 地方分権改革の推進について

(1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止 又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースで の適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題につ いては、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

(2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 平成31年度地方財政対策について

(1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発 行を縮小すること。

(2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

- (3) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (4) 幼児教育・保育の無償化については、国において提唱した施 策であることから、これまでの経緯を踏まえ、国の責任におい て、全額を国費で確保し、地方と十分協議した上で実施するこ と。
- (5) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

4 平成31年度税制改正について

(1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、 その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税 については、現行制度を堅持すること。
- (3) 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、代替税源が確保されない限り、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引下げを図るなどの見直しは厳に行わないこと。

また、消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策を自動車 関係諸税において講じる場合には、地方財政に支障が生じない よう具体的な税財源の確保を前提として、グリーン化特例など 政策税制の活用によって検討し、環境性能割の一時停止や導入 延期、非課税化など、環境性能割の根幹に影響する措置は厳に 講じないこと。 (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に 対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆 弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現 行制度を堅持すること。

以上決議する。

平成30年11月7日

地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応 する防災・減災対策の充実強化に関する決議

我が国では、東日本大震災などの大地震をはじめ、台風や集中豪雨・土砂災害、豪雪、火山噴火等の自然災害が頻発・激甚化しており、本年も、7月豪雨をはじめ、北海道胆振東部地震や相次ぐ台風などにより、各地に甚大な被害をもたらしている。また、南海トラフ地震、首都直下地震などの発生が懸念されている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、 ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が 急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害 救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図 ること。
- (3) 被災自治体においては、災害救助法や被災者生活支援に関する業務、災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

(1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「災害対策基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。

- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老 朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び 公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源 を確保すること。
- (2) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面 からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、 自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進 を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、 災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政 支援措置を講じること。

5 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

6 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、 医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

7 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

平成30年11月7日

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から7年以上が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、除染による除去土壌の中間貯蔵施設への搬入や風評対策等、解決すべき困難な課題が山積している。

このような中、国は、種々の支援策の実施により被災地の復旧・ 復興に尽力されているところであるが、復興の進捗に遅れが生じな いよう、被災地の要望をより一層丁寧に酌み取り、被災地の立場と 視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るととも に、復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を 確保した上で、復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を 講じること。

また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、 被災者生活再建支援制度の拡充、災害援護資金貸付制度の柔軟 な運用、被災者支援総合交付金による長期的支援など各種支援 措置の充実強化を図ること。
- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における 水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店 街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充 実強化等を図ること。
- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係

る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。

- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点 病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じ ること。
- (7) 地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地 について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及 び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じるこ と。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (2) 原木シイタケをはじめ食品に係る出荷規制の早期解除に向けた取組や諸外国における輸入規制措置の撤廃に向けた更なる取組、有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を十分に確保するとともに、同計画に基づき実施するフォローアップ除染に対して、必要な支援を講じるなど、除染作業の更なる加速化を図るための万全の措置を講じること。
- (4) 自宅等の現場や仮置場で一時保管している除染土壌等を早急 に搬出できるよう、中間貯蔵施設の整備を強力に推進するとと もに、積込場への国有地の提供を含め、地域の実情に応じた財 政措置を講じるなど国が責任をもってあらゆる支援を行うこと。
- (5) 汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取組について、確実な安全対策を講じた上で万全な作業に取り組み、住民に対し迅

速で分かりやすい情報提供を行うとともに、福島県内の原子力 発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホール ディングス株式会社に対し引き続き強く求めること。

- (6) 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (7) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通 網等のインフラの整備について、整備促進を図るなど必要な措 置を講じること。
- (8) 原子力発電所事故の発生に伴う損害について、風評被害も含め適切で迅速な賠償が行われるよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (9) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。

以上決議する。

平成30年11月7日